

第1回 森林・林業基本政策検討委員会（議事録）

日 時： 平成22年2月15日（月）13:00～16:00

場 所： 農林水産省 三番町共用会議所 第3会議室

出席者

外部委員 岡田座長、有川委員、甲斐委員、柿澤委員、片岡委員、川村委員
鮫島委員、白石委員、善財委員、中島委員、野田委員、福田委員
森委員、吉田委員

内部委員 牧元委員、矢部委員、肥後委員、本郷委員、雑賀委員

オブザーバー 梶山内閣審議官

郡司農林水産副大臣、舟山農林水産大臣政務官

島田林野庁長官、宮坂林野庁次長

事務局

○ 事務局

- ・ 第1回森林・林業基本政策検討委員会の開会にあたり、森林・林業再生プラン推進本部の本部長代理である郡司副大臣からごあいさつをお願いしたい。

○ 郡司副大臣あいさつ

- ・ 森林・林業基本政策検討会にお越しいただき感謝。林業の現状は厳しい状況にあると思う。私事であるが、茨城でも森林があり、自分の知人の中には山の管理や製材を営むものがたくさんいたが、ここ20～30年の間に仕事を撤退することを目にしてきた。その原因は多くあろうが、森林・林業を再生させなければならない思いである。
- ・ 政権を取る前には、民主党として「森と里の再生プラン」を1年以上かけて作成した。また、昨年総選挙では政権の交代が行われ、12月には農林水産省として「森林・林業再生プラン」を作成した。本プランに基づき5つの検討会を立ち上げたところであり、各検討委員の叡智で具体的対策を作り上げ、現場において一日も早くそれを実践することが必要。
- ・ 木材自給率が上昇してきたという事実があるが、これは私たちの努力だけではなく、世界の需給等が影響している。
- ・ 環境の関係では、現政権において鳩山イニシアチブを打ち出しており、温室効果ガスの25%削減を訴えている。このため、途上国を中心とした森林の劣化や違法な伐採等が行われていることに対して何らかの手伝いができないか議論しているが、途上国への援助だけではなく、自国の森林・林業を業として成り立たせることが必要。

- ・ 本検討委員会でそれぞれの方向性を出すとともに、より実践的に進めて欲しい。特に10年後の木材自給率50%を目指すべき姿として掲げており、これを目指すために、川下・川上の一体となった施策を進めたい。木材利用については、間伐材利用の促進や、建築用のみならず紙パルプ用や合板への活用の方策についても議論していただきたい。また、今まで主張してきたように路網や作業道への重点的な配分を行うことにより、伐り捨て間伐にならないような対策も重要。
 - ・ 日本の森林を宝の山にするチャンスとして進めて参りたい。
- 事務局
- ・ 委員紹介、出席者紹介、資料確認、座長紹介等。
- 座長
- ・ 本日の会議時間は午後4時までであり、限られた時間となっている。冒頭、林野庁から制度的な課題等について説明いただきたい。
 - その後、委員のそれぞれの立場で提案をいただきたい。また、提案に当たっては、一人3分程度でご発言いただきたい。
 - ・ 休憩を経た後、再生プランの課題等について率直な意見をいただきたい。
 - ・ その後、本日のまとめ的なものを座長から行うとともに、資料の取扱いや今後の進め方について議論したい。
- 委員
- ・ 資料4「森林・林業を巡る情勢」を説明。
- 座長
- ・ 本日は、第1回目の会合であるため、再生プランに掲げられている課題や、各委員が日頃、森林・林業の再生に向けてお考えになっていることを発表していただきたい。
 - ・ 本日の林野庁からの説明にとらわれず、こんなことが大切である、議論すべきといったことを発言いただきたい。
- 委員
- ・ 森林資源情報、とりわけ森林簿や図面が現場と誤差が生じている。今のうちに施業の集約化や間伐事業の実施とセットで見直すことができないか、ということについて提案したい。
 - ・ 集約化を行うことは、路網整備や間伐の実施とともに大切であり、これが円滑に進められている事例を説明させていただきたい。このような事例が全国に広がれば集約化が進むであろう。
- 委員

- ・ 自分自身は山の中で生まれ育ってきた。山林所有者は昔は金持ちであったが、今では森林がお荷物となっている。
- ・ 共有林を共同で手入れしてきたが、このような取組が薄れてきている。
- ・ 森林所有者の森林に対する思いが薄れてきている。
- ・ 林業行政を行う中で、間伐等の支援が充実している。一方で、現場の山を育てたい気持ちと県の気持ちがずれているのではないかとも思う。
- ・ 今回の委員会では、現場にいる者としての発言をしたい。
- ・ 学校改築の際にRC校舎を建設したが、梅雨時期に床が滑って仕方がなかった。木造校舎が再び支持されるべきである。今回の検討で踏み込むのは困難かもしれないが、日本の森林をこのようにしたのは、建築基準法にも責任があると思う。
- ・ 地方には森林資源があるのに、ハウジング会社が建てた家は、どこに木材を使っているのか気付くのに苦労する状況である。
- ・ 町内で再造林を行う森林所有者に対しては、負担なしでやれるように補助をしている。これは、林地災害を防ぐ観点からの対応である。

○ 委員

- ・ 制度を検討するに当たって、木材自給率50%の達成と持続可能な森林経営を並立させるようにすることが大切。しかしながら、現行制度では、これらをコントロールする仕組みになっていないのではないかと。すなわち、制度や補助金が継ぎ接ぎだらけになっており、今までの仕組みは、現在の課題に合わなくなっているのではないかと。
- ・ 大面積皆伐や造林未済地の課題がある中で、森林計画制度が形骸化しているのではないかと。
- ・ 現場にいる人たちは、森林に合わせて補助金を使うのではなく補助金に合わせて森林を管理せざるをえない。
- ・ ゼロベースで法律制度を考えていくべき、というのが自分のスタンス。
- ・ 海外の場合、伐採等に係る施業の許可制度やフォレスターの張り付きによる森林施業のコントロールを行ってきたが、日本の場合、精緻な森林計画が独自の発達を遂げてしまい、実態と合わない形になっているのではないかと。
- ・ 森林法をきちんと見直し、持続的管理等を書き込むべき。
- ・ 森林計画制度を見直すに当たっては、どのような森林を目指して行くかの目標設定と、守るべきルールの設定、どのように事業を進めるかの事業計画についての整理が必要であるが、これが整理されていない。
- ・ 保安林制度については、現代的に機能していない。また、規制も緩いきらいがあり、すべての森林を対象とした施業のコントロールの仕組みが確立してしまえば指定の必要がなくなるケースもあるのではないかと。
- ・ 森林行政組織についてみると、市町村は機能していない。専門性を確保するとともに、切り貼りや継ぎ接ぎの制度をきちんと改めてみるべき。例えば、計画策定に当たっては、広域的な計画としたり、市町村と都道府県が連携する等の対応が必要。

- ・ フォレスターについては、行政型と民間型を分けて考えるべき。
- ・ 国有林のセーフティネットについては、国有林に民有林をサポートするだけの技術力や民有林に関する知識があるか疑問。また、国有林職員は地域との信頼関係を築く前に転勤してしまう。
- ・ 委員会で制度的な検討をするのであれば、委員会の持ち方をもう少し頻繁にやる等の工夫が必要。他の4つの検討委員会との連携が必要。

○ 委員

- ・ 現行の森林計画制度は、森林づくりに重点をおいた内容となっているが、今後、森林資源が利用可能となり、木材自給率の向上を目指す場合、生産や収穫に軸足を置いた制度の内容とするべき。
- ・ 全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画、森林施業計画の関連性についても一つの柱となっているが、絵に描いた餅の感がある。
- ・ 森林情報の整備が必要であるのはいままでのない。特に団地化を進めるためには境界に関する情報が必要となるが、これをIT技術の活用等により（一定のレベルのものを）進めるか、人的労力をかけて（地籍調査レベルのものを）整備するのかを考える必要がある。
- ・ 団地化集約化は民間が担い手になることも可能であり、そのためには民間に対する森林情報の提示も必要である。このことは、民間の事業者にとっても、森林の整備が進む小規模所有者にとっても、メリットになると思う。
- ・ 国有林については、セーフティネットと一般会計化との関連性がよく分からない。
- ・ 国有林の一般会計化により、国有林からの出材規模がどのようになるのかが気になる。一般会計化した場合、予算が付いたから伐るということになれば、国有林の果たしてきた木材の供給調整機能が失われることを懸念。
- ・ 伐採・造林のルールの明確化について関心がある。大径木需要の減少という最近のマーケット動向からすると高齢級林分から生産される木材の価格が低迷しており、民間企業としては、成長すればするほど価値が落ちるということは避けたい。
- ・ このため、自社の社有林における来年からの次期森林施業計画においては、会社として森林をゾーニングした上で、林分の1～2割については標準伐期齢程度で伐採する短伐期での林業を進めていく考えであり、この場合、皆伐は避けて通れないし、皆伐自体を否定することは難しい。皆伐に係るルールは、生物多様性との兼ね合い等によって判断され、当然ルールは必要だが、競争力を損なわない程度の規制としてほしい。あわせて再生林の技術開発も必要。
- ・ 補助金制度は複雑化しているので、努力した人ほど多くもらえるような理屈ある制度としてほしい。
- ・ 弊社ではこれまで海外植林において多くの実績を有しており、今後再生林を進めていく上で、不足している育林・造林の人材確保のため、外国人労働者の導入が可能であればよい。

○ 委員

- ・ 森林・林業再生プランでは、木材生産を増やすことにより、地域の雇用を活性化することを目的としており、このように森林・林業施策について積極的に進めようとする政権は今まで無かった。
- ・ 一方、再生プランで示されている現状認識についての認識には違いがある。例えば、路網整備について、ドイツと日本を比較するのはミスリードであり、このような形でデータを出すことは反対。ドイツを一方向的に良しとするスタンスには反対であり、日本の場合、路網は、どのように森林経営を行うかによって現場の状況に応じて決定するべきものであり、国全体に一律に路網密度を示すのはナンセンス。
- ・ 日本型フォレスターをどうするのがよくわからない。フォレスターを導入した後、林業普及指導員はリストラするわけにもいかず、その役割はどのようになるのか。
- ・ 「外材」という用語は差別的であり、こういう表現は反対。従前まで林野庁は白書等で外材を輸入材と言ってきた。外材に頼った木材産業構造であるにもかかわらず、外材を排除しようとするのは偉そうではないか。また、外材を排除するための仕組みを作ってきたのか。
- ・ 伐採規制の程度や所有者の責任については、林業経営体の規模や体力によって異なるのではないかと。小さな森林所有者にまで経営責任を求めても意味がない。
- ・ 政策の認識を変えて、林業経営にダイレクトに支援するべき。それを定めるためには、林業経営とは何かをまずは考えるべき。
- ・ 国有林と分収造林を棚上げにして政策を議論するべきではない。1960年代は木材生産の増強を国有林から始めたが、これによって国有林に大きな負荷をかけた。今回の増産計画はどこをターゲットにしているかわからない。
- ・ 森林・林業再生プランを否定するわけではないが、各検討事項とのすり合わせを行った上で、何をどのように変えるのかを議論をしていかなければ、まとまるものもまとまらない。

○ 委員

- ・ 自分は木材利用について研究教育をするその立場として発言したい。
- ・ 生産者がやる気を出すような政策を作らなければならない。これに加えて、出口側として、消費者が購入を進めるような仕組みを作るべきであり、出口と入口を一体的に考えるべき。
- ・ 山に住むことのステータスを考えるべき。山に住むことについて孤立感があるかもしれないが、今はネット社会であるので昔とは状況が異なる。田舎に住む方がよいという価値観は広がっている。若い人を山村に定住させるためには、林業を携わるにあたっては仕事の安全性や安定収入の確保のみならず、医療や子供の教育なども含めて総合的に考えるべき。
- ・ ヨーロッパのモデルをそのままもってきてもだめではないか。林業は国の風土や習慣

に大きく依存している。

- ・ 国産材の利用拡大をめざした規格化・安定供給という課題に対応するため、生産流通拠点の大型化が重要であるが、具体的には地域の需給状況に沿った適正規模の拠点をネットワーク化していくというコンビニビジネスのような在庫商品管理・商品流通のイメージを想定することが必要。
- ・ CO₂削減の特効薬としてバイオマス利用が必要。一方で、木材利用はマテリアル利用が基本であることから、エネルギー利用とのバランスを考えるべき。エネルギー利用だけではビジネスとして成立させることは難しい。
- ・ 木材を大型建造物などへ利用できる環境を整えるべき。耐火性能や防火基準について、きちんと対策を進めるべき。公共建築物に木材を使おうとしているが、ひとたび問題が起これば、一気に評価が落ちることに注意するべき。
- ・ 外構材として木材を使うことや、土木への木材利用も進めるべき。
- ・ 木材利用を身近に感じさせる教育や啓蒙活動が重要である。例えば、中学校1年生の時に、学校で使用する自分専用の椅子を作らせて、2、3年生の時にはマイチェアとしてこれを使用させる。木を利用したものの作りについて実体験させることが必要。これにより、山や森、木に対する思い入れを醸成することが可能。
- ・ 大人に対しては、木材はアメニティー性が高い材料であることをもっと気づかせるべき。
- ・ 民意を掴むこと、民意を創作することが大切。
- ・ 現在は石油を中心とした産業社会構造となっているが、これを変革するための技術的ならびに社会的なイノベーションが必要。

○ 委員

- ・ 森林・林業政策を考えると、超長期にわたって考えること、中期に考えること、事業として考えること等の時間的スパンを踏まえながら考えるべきである。
- ・ 森林計画制度の立場から言えば、戦後に実現したことは資源の造成である。
- ・ 今は森林資源の活用の時期に入っているため、循環的な利用の必要性を踏まえたものにしていくことが必要。特に森林計画制度は1950年代から官や公による公益的機能の確保を第一義として作られたものであるが、安定供給という現在のニーズに対しては、「コーディネーター役が必要」というフォレスターの議論にあるように民の主体的役割があったり、森林組合という官と民をつなぐ「共」という立場の役割もある。曖昧なままになっているそれぞれの役割について、制度検討の中で確認するべき。
- ・ 保安林制度に関して、水源かん養保安林が増加しているところであり、計画制度との役割分担が曖昧。
- ・ 生産林と環境林の仕分けが曖昧であるため、補助金についても使われ方が曖昧となる。環境優先の森林については、皆伐は極力回避するべき。10年スパンで、どの程度補助金が必要なのかを示す道筋が必要。
- ・ 資源造成の時代はトップダウンでよかったが、利用の段階になると、地方からの声が

必要。市町村森林整備計画の位置づけが曖昧。

- ・ 森林情報が整備されていないのは、森林計画がレビューされていないことが問題。

○ 委員

- ・ 一消費者の立場から発言させていただきたい。
- ・ グリーンコンシューマー東京ネットは、4～5年前から、京都議定書を勉強する中で二酸化炭素の吸収から森林に興味をもった。その中で、日本の森林はポテンシャルを有しており、利用されることが重要であると認識した。
- ・ 消費者としては、継続性や実効性のある計画を立ててほしい。また、どこに資金を投入するか等について考えてほしい。
- ・ 国においては、地方自治体や市町村に対して、これからの姿を自力で展望できるようなアプローチを示してほしい。
- ・ 美幌町の森林計画はすばらしいと感じた。耕作放棄地を町が買い取り、町が自ら管理し、排出量取引に参入しようとしている。
- ・ 外国系企業が国内の森林を買い取ってしまう危険性があることを知った。そのような事態が生じないような対策を早く立ててほしい。

○ 委員

- ・ 自分は木材加工が専門なのだが、先進国で針葉樹人工林資源を持っていながら林業に元気がないのは日本だけ。このことは、森林・林業政策とも関係しているのではないか。
- ・ ゼロベースで予算や政策を考えるとともに、今までの施策の中にも役に立ったものがあるはずなので、レビューが必要。
- ・ 木材自給率は10年間で倍増させる計画となっているが、これは高い数値目標といえる。スウェーデンは30年間で自給率を30%増加させるのに、林業機械を含めて様々なイノベーションが必要であった。
- ・ 日本の場合、需要面からして、太い丸太をどのようにして利用していくのか不明。役物の需要がなくなるので、長伐期化が生産性の向上になるのかも含めて検討してほしい。

○ 委員

- ・ 森林・林業再生プランを実践するに当たっては、経営の集中化をしっかり検討するべきである。これからの林業を循環再生するためには、小規模分散的の経営意欲を失った所有者対策が必要。
- ・ 技術的な課題については、他の検討会で検討が進められているが、これらを実効あるものにするためにも経営の集中化が重要であり、集中化という土台の上で、技術の向上や人材の活用を図ることが必要と考える。
- ・ 規模拡大する需要先への安定供給システムをつくるためにも、集中化・団地化による経営単位の拡大が必要であり、自給率を高める効果が大いと考えられる。
- ・ 森林計画制度の見直しについても、経営の集中化に資するものとして検討できないも

のか。

- ・ この経営の集中化に関する課題は、土地所有権と関連しており、面的拡張には様々な困難が予想されるが、法制度や税制の優遇措置等で経営の集中化への対応をしてほしい。
- ・ 集中化した経営の担い手は様々な形態が考えられるので、林業が成り立つようなモデル地区の設定等を通じて進めることも併せて考えるべき。

○ 委員

- ・ 経済的に合う、合わないという観点だけではなく、先を見て進めるべき。ものづくりという観点も重要であり、設計や大工・建築業者との連携が必要。
- ・ 都市近郊の森林であることから、それに適合した使い方を考えていきたい。
- ・ 森林所有者「等」となっているが、不在村所有者についても別途検討が必要。
- ・ 集約化の必要性が謳われているが、50町歩程度の規模でもしっかりと山づくりをしている方も多く、一律に進めるようなことがないようにしてほしい。
- ・ 木質化を公的なものだけでなく、民間の建築にもとり入れて欲しい。又使えるための法整備もすべきではないのか。建築基準法・消防法など正しい差別化が必要だと思う。（都会と郊外とは違う）
- ・ 小規模林家の中での路づくりの問題を考える。
- ・ 相続税のために森林が荒れてゆく現状を考える。
- ・ 地価の大差に比して、木の価値が同じというのはおかしいのではないか。
- ・ 森林に携わる作業員の人たちを技術者として認め、働く意欲を持てるようにする。（若者が入ってきても、結婚し子供が育つ時になると生活が成り立たなくてやめてゆかざるを得ない現実がある）

○ 委員

- ・ 国は、「森林・林業基本計画」と「全国森林計画」を1つにすべき。
- ・ 都道府県は地域森林計画を作ることとなっているが、本来は森林の整備だけでなく、林業も含めた県全体としての森林・林業の基本計画が必要。このため、岐阜県では条例をつくって基本計画を策定しているところ。これがあれば地域の森林施策が明確となる。
- ・ 市町村森林整備計画は、地域森林計画に書かれていることをただ載せているだけ。市町村には森林に関する技術や知見がないといわれているが、これまで市町村に対して、そのような問いかけを十分には行っていない。
- ・ 現在の森林施業計画は、「施業」だけでは対応できないので、経営計画に名称を変えるべき。法的な課題もあろうが、例えば同一市町村内で30ha以上の森林を所有する者に対して経営計画の作成を義務づける等により、森林所有者の責任を明確化できる。
- ・ 年度計画については特段の必要は無く、補助金申請と連携させればよい。
- ・ 伐採量は成長量を下回ることを必須とすれば、10haで森林経営をやろうとしても上手くまわらない。どれくらいの面的な広がりか一つの経営単位として適当なのかを考えることが必要。

- ・ 公的な部分はフォレスター、森林経営はプランナーというように役割分担が必要。
 - ・ 制度の見直しを行うに当たっては、シンプル性と実効性の確保が大切。
- 委員
- ・ 保安林制度と3機能区分の議論は避けて通れない。自分の山でも木材生産の大部分を水土保持林に依存しており、もう一度整理し直すことが必要。
 - ・ 森林情報の管理が遅れているが、森林の境界について分かっている人が生きている間に整理しておく必要がある。このため、境界の確定を早急に進めるとともに、データ化することが必要。これら情報整備と事業実施を同一主体が行うのは公平性の観点から適切ではなく、境界の管理は森林組合などの公的機関が進めるべき。
 - ・ 集約化を前提に補助を出していくという考えも聞こえてくるが、小規模所有者の集約化は必要である一方、集約化によって得られた面積を既に有している一定規模程度の所有者は、公益的機能の発揮に対して集約化施業と同等の効果をもっていることも勘案してほしい。集約化に当たっては、大規模所有者がリーダーとなって周囲を取り込むという方法も考えられる。
 - ・ 具体的な皆伐面積は地域の状況（地形、土壌条件、雨量、搬出方法等）によって異なることから、一概に全国的に設定するのは乱暴である。
- 委員
- ・ 路網と作業システムの検討委員会を進めているところであり、ドイツをそのまま真似るのではなく、日本型を目指して検討している。現場で生きる技術が必要だと考えている。
- 委員
- ・ 国有林は平成10年に公益的機能の発揮を旨とする抜本的改革を行った。国有林としては、引き続き公益的機能の発揮を旨とした管理経営を進めるとともに、そこから生産された木材はきっちり利用していきたい。
 - ・ セーフティネットや技術力の活用については、組織として有する技術力を生かせるように進めていきたい。
- 委員
- ・ 日本の森林をいかに守って行くかという観点で検討を進めたい。戦後の荒廃した森林に戻ってはならない。
 - ・ 零細な所有者については、経営の担い手を明確にして取り組んでいくことが必要。
- 委員
- ・ 林業にしても農業にしても、生業として成り立つようにしなければ、中山間地域の活性化にはならない。

- ・ 経営の集中化に力点を置くべきとの意見があったが、林業と農業を併せて行う人も多いので、現場で混乱を招かないようにするためにも、施策に整合性や一体性を持たせることが必要ではないか。

○ 座長

- ・ 最後に、私も座長としてではなく、委員の一人として意見を述べさせていただく。
- ・ 情勢認識としては、大きな転換期となっている。
- ・ 委員の発言にあったように、奥山の大切な森林が海外資本に買入れされようとしている。大きな森林の固まりが抜け落ちようとしている実態は、所有権・利用権の問題であり、再生プラン以前の問題と位置づけられる。一方、相続の問題から、森林が更に細分化する危険がある。
- ・ 森林計画制度については、整備計画に留まることなく、生産、労働、後継者対策等も含めた計画とするべき。以前は、生産流通構造や林業労働問題への対応を含め、「中核林業振興地域育成事業」「林業振興地域整備計画制度」の政策実績があった。これらについて、今日では流域管理システムが担っているものの、実態として機能していない。これらをきっちりと議論して、政策として支援することが大切。
- ・ 経営の委託を推進するためには、森林資源情報を公開する制度が不可欠。
- ・ 市町村森林整備計画について、かつての林振計画のような要素も必要。また、施業計画も、経営本来の姿が見えるものとする必要がある。地域における森林管理主体は、単に森林整備を行うだけでなく、資本機能を有し、投資を循環させることができる組織だと考える。
- ・ 森林組合については、管理コンサルタント的業務への純化が強く打ち出されているが、地域の実情には差があることから、地域性が大きいことに留意しながら考えるべき。
- ・ 国有林の一般会計化に当たっては、国有林の力を民有林に仕向けるべき。面的な取扱いができるフォレスターになってほしい。
- ・ 保安林についても議論したい。保安林については、なお必要な側面もあり、それらが一般に理解されていない可能性があるが、十分機能させるべき。

【休憩】

○ 座長

- ・ 後半はテーマを絞って、計画制度について意見交換をしたい。
- ・ その他の意見については、事務局と座長で整理の上、2回目3回目の検討委員会で議論していきたい。

○ 事務局

- ・ 参考資料1「第1回森林・林業再生プラン推進本部資料」により、全体のスケジュール、森林・林業再生プランについて説明。資料5の制度的課題について説明。

- ・ 参考資料2「森林計画に関する最近の政策提言(概要)」を説明。
- 座長
- ・ 整理された形で計画制度に関する意見を述べられた委員がおられた。すなわち、形骸化した計画制度をゼロベースで考えようという意見であった。
 - ・ 別の委員も、いろいろ意見を述べられたが、キーワードは「曖昧な」ということであろう。市町村森林整備計画がボトムアップとして大切なのに、十分機能していないということではないか。
 - ・ 計画制度をゼロベースで見直すのではなく、きちんと今の体制が機能するようすべき、県は県の全体計画が位置づけられておらず、市町村も地域の土地管理や森林管理のあり方が存在するものの、十分機能していない、という委員からの意見だったと考える。
- 委員
- ・ 現場の声を聞いて回って感じるのは、市町村森林整備計画が形骸化している一方で、市町村職員はこれに多大な労力をかけなければならないという実情。
 - ・ 森林計画に強制力を持たせるには並大抵のことではない。林業との関わりが深い市町村では、独自ルールをつくって実行させようとしているが、守らせることは簡単なことではなく、また、万一訴えられたらどうしようかと不安を持ちながら進めている。
 - ・ 伐採届出制度について、どの程度実態が把握されているのか。また、全体の伐採量はどの程度で、どのくらい届出がなされているかの資料が必要である。そこから議論しないと議論にならない。
 - ・ 体制についての議論も併せて行わなければならない。フォレスターを配置することにより、現場が機能するのであろうか。個人的には、単にフォレスターが市町村に助言すれば市町村の森林・林業行政が上手くいくようになるとは到底考えにくい。
- 委員
- ・ 伐採届出制度の実績については、大雑把に言えば、伐採の届出がなされているのは半分程度と理解していただいよい。
- 委員
- ・ 岐阜県においては、以前は3～4割での届出に留まっていたが、地域材の証明制度を導入して以降、2～3年で7～8割程度まで向上した。計画制度だけでこれに対応するのは困難である。
- 委員
- ・ 公（国、県、町等）、共（森林組合）、民の3つのそれぞれの役割は予定調和の時代であればよかったが、利用段階になった今は、トレードオフの関係になっている。
 - ・ フォレスターについては、公の立場で役割を果たしていくのだろう。

- ・ 市町村森林整備計画は全体として形骸化が進んでいるが、一方で、岐阜県高山市のように、コンサルタントが関わって、実のあるものを作っていかうとする試みもある。
- ・ 市町村が単独で作成しようとする場合、専門家不足の問題があるため、学識経験者等の関与の下、流域の広がり単位として流域林業活性化センターの活用等について検討が必要。
- ・ 計画制度として、何が必要かを整理した上で、目的意識を設定し、実現化を図ることが必要。

○ 委員

- ・ 市町村の連合や流域の連携といった手法では、責任の所在が不明確となる。責任の所在の明確化という観点から、行政の最小単位は市町村とするべき。
- ・ 集約化について数年前から取り組んでいるが、上手くいくケースと、そうでないケースが明確になった。リーダーがいるところは上手くいく。森林組合の中で、各地区を担当させるリーダーに責任をもたせることが必要。

○ 委員

- ・ 森林計画区をどうするのかを考えるべき。森林計画区は、単なる森林簿を積み上げた間伐補助のベースとするのではなく、生産→流通→消費という木材流通と、緑と水の源泉という2つを考えて作られた。
- ・ 森林計画区は、国交省の1級河川の109流域と何ら整合性がない。また、河川流域の範囲については、市町村界との整合性がない。まずは、流域をどうするのかを考えるべき。
- ・ ある時、市町村森林整備計画の計画事項に林業機械も入れられたが、市町村には対応できるわけがなく、現場を混乱させた。つまり、市町村森林整備計画の中に生産・流通の概念が既に入っているが、生産のプランニングとして機能していない。
- ・ 平成の大合併後を踏まえて、保続の単位が今の森林計画区のままよいのかについて考えるべき。計画制度を議論するのであれば、そこから議論を進めるべき。
- ・ 伐採更新についても大事な課題ではあるが、民有林では、実際に森林計画区外に材が供給されていることから、生産と森林計画区に一体感がない。まずは森林計画区のあり方を議論するべき。
- ・ 放置林については、定義がないため、統計はないものの、わが国で放置されている森林は国有林に多い。

○ 座長

- ・ 今回の資料について、森林計画区についての資料がないが、この部分については問題がないので検討対象になっていないとの理解でよいのか。
- ・ いまの委員の発言については、問題提起ということであれば、意見として聞いておく。

○ 委員

- ・ 国土交通省の一級河川とはおおよそ整合がとられているが、都道府県界でも分かれるため、国交省の流域よりは数が多くなる。森林計画区については、水の流れや地形界に着目して単位を作ってきた。政策的な合理性はある。
- ・ 流域活性化協議会の機能は十分でないとの指摘があるが、地域で濃淡があることは認識している。

○ 委員

- ・ 私が管理する山林は、6市町に点在し、森林計画区でも2つの流域にまたがっている。
- ・ ある林分は町及び郡の境界にまたがっており、管轄する町、森林組合、県民局が異なっており不便に感じている。

○ 委員

- ・ 森林管理局は国有林のみを所管しているが、農政局は民間も指導している。
- ・ 森林管理局には優秀なスタッフもいるので、民間指導にも活用すべき。
- ・ 有明海の水質汚染は間伐が進んでいないからといわれているが、上流部の市町村は、これに配慮した計画を立てる必要がある。このためにも、国・県・市町村の計画が必要だと思う。
- ・ 境界情報の整理や森林のデータ化（地籍、所有者、土質、樹種等）が必要。

○ 委員

- ・ 「流域」という単位が実際に機能しているのは、保安林の伐採面積規制のみである。木材流通や森林の管理は「流域」を単位には動いていないので、河川の流域に合わせる必要があるのか疑問。森林計画は面的な管理を基本としていけばよいのではないか。

○ 座長

- ・ 何を課題にするべきかについて、地域の実情の違いがあることを踏まえつつ、次回以降に計画制度について議論していきたい。

○ 委員

- ・ 木材自給率50%と森林計画制度との関係についても議論すべきではないか。

○ 座長

- ・ 5つの検討委員会の運営に関して、座長同士で他の委員会とすりあわせすべき等の意見があった。

○ 委員

- ・ フォレスターについては、制度検討の議論と大きく関わる。制度が見えてこなければ、

フォレスターが何をやらなければならないかが決まってこないのではないか。

○ 委員

- ・ 諮問項目を明確にした上で議論をするのか、それともフリーに議論するのかを明確にするべき。

○ 事務局

- ・ 先週末に人材育成検討委員会が開催された。その際、まずは政策面を詰めるべきとの議論があった。いずれにせよ、タイトな時間で検討を進める必要がある。
- ・ 明日、森林組合改革・林業事業体育成検討委員会も予定されていることから、各検討委員会の間で、資料や議事録の共有など、どのように連携を図るべきかについて検討していくとともに、その結果を踏まえて座長と相談したい。

○ 座長

- ・ 会議資料については、基本的には公開することとしたい。ただし、今回、各委員から提出して頂いた資料を公開するか否かについては、各委員の判断としたい。各委員が公開することとした場合、その資料の内容についての責任は各委員個人が負うこととさせていただきたい。

○ 委員

- ・ 今回資料は提出していないが、資料を提出する前提として、森林・林業再生プランについての意見を提出してもよいのか。

○ 座長

- ・ 森林・林業再生プランの考え方を尊重していただき、肉付けや補完に関するコメントをいただきたい。

○ オブザーバー

- ・ 所用のため出席が遅れた。
- ・ 森林・林業再生プランについては、現在作成を進めている新成長戦略の中でも重要な位置づけになっており、政治的な意思が働いているので、ぜひ前向きな議論をしていただきたい。

○ 座長

- ・ 本日は、これにて議論を終えたい。

○ 事務局

- ・ 最後に、森林・林業再生プラン推進本部の副本部長である舟山大臣政務官からごあいさ

つをお願いしたい。

○ 舟山大臣政務官あいさつ

- ・ 長時間にわたってご議論をしていただき感謝申し上げます。
- ・ 今回の委員会は、従来の審議会や勉強会と様相が異なっている。従来は役所の出した案にお墨付きを与えるようなものが多かったが、今回は各委員の意見をいただきつつ、計画制度はもとより、法制度の改正も含めて検討していきたい。
- ・ 委員の発言にもあったように、今まで何も行ってこなかったわけではなく、行ってきたことが上手く回っていなかったことも考えられることから、これらをゼロベースで総括すべき。
- ・ 森林計画制度や届出制度が上手く機能していないことに関し、まずは定量的な把握や海外からの買収の実態把握ができているのかを確認したい。
- ・ また、流域管理システムや保安林制度、機能類型制度は、あまりにも複雑で分かりにくい。
- ・ 自分の住んでいる町の林業行政を見ると、市町村でしっかりした計画が作られているとは思えない。
- ・ 二酸化炭素吸収源としての森林の機能が注目されたがために、場当たりに予算の消化が行われたという部分も否定できない。
- ・ より良い新たな制度づくりを進めていきたいので、委員の皆様には、ご苦勞をおかけするが、できるだけ回数を重ねて議論していきたい。当面は、今までの施策に関する総括を進めたい。

○ 事務局

- ・ 次回以降の日程については、早急に調整させていただくので、よろしくをお願いしたい。

(以上)